

●緩和項目表

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
建築基準法（法第 8 5 条第 6 項に関する緩和項目）				
第 1 2 条第 1 ～ 4 項	特殊建築物の定期報告等			
第 2 1 条	大規模建築物の耐火制限			
第 2 2 条	屋根材の防火制限			
第 2 3 条	外壁材の防火制限			
第 2 4 条	建築物が法 2 2 条区域の内外にわたる場合			
第 2 5 条	大規模木造建築物等の防火制限			
第 2 6 条	防火壁等の設置			
第 2 7 条	耐火建築物等とすべき特殊建築物			
第 3 1 条	便所形式（排水方法）			
第 3 4 条第 2 項	非常用昇降機の設置			
第 3 5 条の 2	特殊建築物等の内装制限			
第 3 5 条の 3	無窓居室の耐火制限			
第 3 7 条	建築材料の品質			
第 3 章	集団規定			
	43 条（接道）			
	48 条（用途地域）			
	52 条（容積率）			
	53 条（建ぺい率）			
	その他（ ）			
建築基準法施行令（令第 1 4 7 条第 1 項に関する緩和項目）				
第 2 2 条	居室の床の高さ及び防湿方法			
第 2 8 条	便所の採光及び換気			
第 2 9 条	くみ取り便所の構造			
第 3 0 条	特殊建築物等の便所の構造			
第 3 7 条	構造部材の耐久			
第 4 6 条	構造耐力上必要な軸組等（木造）			
第 4 9 条	外壁内部等の防腐措置等（木造）			
第 6 7 条	接合（鉄骨造）			
第 7 0 条	柱の防火被覆（鉄骨造）			
第 3 章第 8 節	構造計算			
第 1 1 2 条	防火区画			
第 1 1 4 条	界壁、間仕切壁及び隔壁			
第 5 章の 2	特殊建築物等の内装			
第 1 2 9 条の 2 の 3	建築設備の構造強度（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る）			
第 1 2 9 条の 1 3 の 2	非常用昇降機の設置を要しない建築物			
第 1 2 9 条の 1 3 の 3	非常用昇降機の設置及び構造			
建築基準法施行令（告示に関する緩和項目）				
第 3 8 条第 3 項 H12 告示第 1347 号第 1 第 1 項第四号	基礎 （法第 6 条第 1 項第三号に該当する建築物のみ緩和対象）			
第 6 6 条 H12 告示第 1456 号	鉄骨造の柱の脚部 （法第 6 条第 1 項第三号に該当する建築物のみ緩和対象）			

※ 計画の建築物が本来各条項の適用を受ける場合は「適用」欄に○印を記入

※ 緩和規定の適用の有無について「緩和」欄に記入し、有の場合は代替措置等を記入